

## 厚木市ごみ集積所の設置等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号。以下「条例」という。）第36条第5号及び第37条第1項並びに厚木市住みよいまちづくり条例施行規則（平成15年厚木市規則第53号。以下「規則」という。）第33条第5号、第35条第1項及び同条第2項の規定に基づき、ごみ集積所の構造、引継ぎ等について必要な事項を定めるものとする。

(設置基準に満たない場合にごみ集積所を設けるとき)

第2条 規則第33条第5号イに規定する開発区域周辺のごみ集積所の配置状況等を考慮して市長が必要と認めるときは、近隣の既設ごみ集積所の使用について住民自治組織の同意が得られないときとする。

(設置場所)

第3条 ごみ集積所の設置場所は、原則として幅員4メートル以上の道路に面し、収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所のうち、次の各号のいずれにも該当しない場所とする。

- (1) 交差点又は横断歩道の側端から5メートル以内の場所、バス停から10メートル以内の場所等の駐停車禁止場所
  - (2) 前面の道路が袋路、曲線部で見通しが悪い場所、前面道路が坂路である場所等の通行又はごみ収集作業に支障をきたすと予測される場所
- 2 ごみ集積所の設置箇所数については、周辺の環境を考慮し適切な設置に努めることとする。

(規模及び構造)

第4条 ごみ集積所の規模は、高さは概ね1メートルとし、間口は2メートル以上確保しなければならない。ただし、5戸未満の住宅の建築を目的とする場合は、その構造を含め別途市長と協議することとする。

2 ごみ集積所の構造は、次のとおりとする。

- (1) 間口を除く3方向をコンクリートブロック等で囲むこと。
  - (2) 扉等は、原則として設けないこと。ただし、管理上設ける必要がある場合は、引き戸又はシャッターを設けるものとする。
  - (3) 屋根を設ける場合は、入口部分の高さを2.5メートル以上確保すること。
  - (4) 排水溝を設置すること。この場合においては、排水の処理等について市長と協議するものとする。
- 3 ごみ集積所を資源集積所として兼用する場合の構造及び規模は、市長が別に定める基準による。

(ごみ集積所及びその用地の引継ぎ等)

第5条 条例第37条第1項の規定により市に引き継ぐこととなるごみ集積所（一戸建ての住宅の建築を目的とする特定開発事業により設置されたものに限る。）及びその用地は、市に無償で引き継ぐものとする。

2 前項の規定によりごみ集積所及びその用地を市に引き継ぐ者は、条例第32条第2項に規定する工事完了届出書の届出の日（都市計画法（昭和43年法律第100号）第37条第1号の規定による承認の申請を行う場合にあっては、当該申請の日）までに、引継申出書に地積測量図その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(収集開始等)

第6条 ごみ集積所を設置した者又はその使用者（以下「使用者等」という。）は、ごみ収集の開始等を希望するときは、ごみ集積所（新設・移転・廃止）届出書により市長に届

け出るものとする。

2 使用者等は、ごみ集積所を清潔に保つ等適正に使用しなければならない。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。